**「千葉市手話言語の普及及び障害者のコミュニケーション手段の利用を促進する条例（案）」に関するパブリックコメント手続の実施結果について**

　「千葉市手話言語の普及及び障害者のコミュニケーション手段の利用を促進する条例（案）」に対する貴重なご意見をお寄せいただき、誠にありがとうございました。

　パブリックコメント手続の実施結果を取りまとめましたので、公表します。

　なお、いただいた意見については、趣旨を損なわない範囲で要約させていただきました。

**１　意見募集期間**

令和７年４月８日（火）～５月７日（水）

**２　意見提出方法、提出者の数及び件数**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 意見提出方法 | 意見提出者数 | 意見件数 |
| 郵送 | ０人 | ０件 |
| ファクシミリ | ３７人 | ９２件 |
| 電子メール | １９人 | ５５件 |
| 持参 | ０人 | ０件 |
| 合計 | ５６人 | １４７件 |

**３　意見の内訳**

|  |  |
| --- | --- |
| 項　　目 | 意見件数 |
| 全体 | ５件 |
| 前文 | ４件 |
| 第1条（目的） | １件 |
| 第2条（用語の定義） | ４件 |
| 第3条（基本理念） | ４件 |
| 第4条（市の責務） | ２件 |
| 第5条（市民の役割） | １件 |
| 第6条（事業者等の役割） | （１件※） |
| 第7条（施策の推進） | ７３件 |
| 第10条（公共施設での啓発） | １２件 |
| 第11条（学ぶ機会の提供） | １１件 |
| 第12条（通訳者の設置、派遣体制の整備） | １８件 |
| 第13条（障害特性に配慮した情報発信等） | ７件 |
| 第14条（災害時のコミュニケーションの支援） | ４件 |
| その他 | １件 |
| 合　　計 | １４７件 |

　　※第５条へのご意見（１件）と同一につき、計上しない。

**４　意見への対応状況**

　意見を反映し修正した件数３件

**５　意見の概要と市の考え方**

別紙「千葉市手話言語の普及及び障害者のコミュニケーション手段の利用を促進する条例（案）」に関するパブリックコメント手続で提出された意見の概要と市の考え方のとおり

お問合せ先

千葉市保健福祉局高齢障害部障害者自立支援課

　電　話：０４３－２４５－５１７５

　ファクシミリ：０４３－２４５－５５４９

　メールアドレス：[shogaijiritsu.HWS@city.chiba.lg.jp](mailto:shogaijiritsu.HWS@city.chiba.lg.jp)